

嘉手納基地所属 F - 1 5 戦闘機の飛行再開に対する意見書

昨年 1 1 月 2 日に米国ミズーリ州で、同州兵部隊所属の F - 1 5 戦闘機が戦闘訓練中に空中分解し、墜落する事故を受けて、飛行を停止していた嘉手納基地所属の F - 1 5 戦闘機 3 9 機が 1 月 1 4 日から飛行を再開した。

太平洋空軍司令官は、義務付けられたすべての整備点検を無事終了し、飛行を許可したとのことであるが、同機は嘉手納基地に配備されて以来、沖縄市や沖縄近海等で 8 件の墜落事故を起こし、米本国においても、この半年間の間に 4 件の墜落事故を起こしている。

墜落事故以降、3 回の飛行停止措置が行われていた期間で、1 2 月 6 日には嘉手納基地所属の F - 1 5 戦闘機 2 機にも亀裂が見つかった。F - 1 5 戦闘機の世界的不飛行停止の原因は、明らかに機体の老朽化や構造的欠陥が原因である。

そのような中において、今回の F - 1 5 戦闘機の飛行再開は、嘉手納基地周辺住民に大きな不安と恐怖を与えるもので、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を速やかに公表すること。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されている F - 1 5 戦闘機の飛行再開を中止し、即時撤去させること。
- 3 嘉手納基地での負担軽減を速やかに実施させること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 8 年 1 月 1 6 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長